

平成31年(モ)第10004号 文書提出命令申立事件

(基本事件 平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件)

申立人(基本事件原告) 平 和子

相手方(基本事件被告) 国

5

被告の令和元年9月6日付け「文書提出命令申立てに対する意見書(2)」に対する意見書

10

2019年10月24日

札幌地方裁判所 民事第1部 合議係 御中

申立人(基本事件原告)訴訟代理人

15

弁護士 佐 藤 博



弁護士 池 田 賢



本書面では、申立人(基本事件原告)を原告、相手方(基本事件被告)を被告という。

20 目次

第Ⅰ 総論.....	2
1 原告が提出を求める文書の性格.....	2
2 被告の意見書は、被告の隠蔽体質を如実に示している。	3
3 本件文書提出命令を申し立てなければならなくなつた経緯.....	3
25 4 被告は一見もっともな理由を述べているが、何も説明していない	4

5	すでに終わった活動について、なぜここまで隠すのか.....	4
6	そもそも施設部隊の本来的業務は「土木業務」である.....	5
	第2 各論.....	6
1	被告の回答は抽象的に過ぎる.....	6
5	2 被告主張の不合理性.....	7
	3 被告は意図的に議論を避けている	9
	第3 結論.....	10

10

第1 総論

I 原告が提出を求める文書の性格

(1) 原告が提出を求めた文書は、

① 甲A80号証～甲A180号証（南スーダン派遣施設隊日々報告第1600号～第1700号）の非開示（黒塗り）部分

② 甲A204号証（南スーダン派遣施設隊等の衛生状況（週間報告））の非開示（黒塗り）部分

の2つであり、第10次隊派遣（2016年5～11月）のうち、①は6月2日から同年9月10日までの約3か月間、②は5月22日から12月3日までの約6か月半という、極めて限られたものである。

しかも、派遣部隊は、UNMISSの施設部隊としてであり、治安（軍隊・警察として実力行使）を任務としていない。

この期間に、首都ジュバで戦闘があったが、政府は戦闘状態はない、PKO派遣5原則に反しないとし、同年11月より第11次隊を派遣し、同部隊も無事派遣を終了している。非軍事のPKO活動であり、初めてのアフリカの活動なのだから、報告や検証がしっかり行なわれることがあっても、隠すことなど基本的に

15

20

25

ないはずである。

2 被告の意見書は、被告の隠蔽本質を如実に示している。

原告は、これまでの口頭弁論期日において繰り返し、本件文書提出命令申立てにかかる文書の任意開示を、主張事実に対する認否およびそれと関連する求釈明と合わせ、強く求めてきた。特に、2018年9月20日付け準備書面（15）－主張整理と立証計画について－において、その内容を具体的に指摘した。

しかるに、被告がこれに全くこれに応じないため、やむを得ず本件申立てに至った。

これに対して、被告は、最高裁判例を引用して、民訴法220条4号口について、「単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることか認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要である」とし、主張立証責任を厳格に捉える解釈態度を示している（平成31年3月27日付意見書、第2、1項。下線は原告代理人）。

ところが、今回の被告の主張は、抽象的、概括的に終始し、かかる態度は原告の事実主張に対する認否、反論と全く同である。これは、審理対象である情報を独占的に保有している国家機関の応訴態度として、アン・フェア－というほかない。

3 本件文書提出命令を申し立てなければならなくなつた経緯

そもそも本件文書提出命令を申し立てざるを得なくなつた経緯を確認する。

本件申立てにかかる文書のうち「日報」については、2016年9月30日に、布施祐仁氏が行政文書開示請求を行ったものであり、防衛大臣は同年12月2日付けて廃棄を理由として不開示処分を行つた。

ところが、2017年1月の通常国会において、日報の存在が明らかとなり、被告は文書の隠蔽改ざんを行つたとして追及を受けた。その中で開示されたのが、甲

A80号証以下の日報等であった。そこには、マスキングがなされているものの、原告がすでに明らかにしたように、2016年7月のジュバ・クライシスに関連して「戦闘」の文字が用いられており、PKO協力法ないしPKO参加5原則について、違法、違憲の疑いが推認できるものであった。

5

4 被告は一見もっともな理由を述べているが、何も説明していない

被告は、不開示理由に関する説明として、他国等から入手した情報があり、他国や国連との信頼関係が損なわれる、あるいは自衛隊の運用体制等が推察され、自衛隊の任務随行に支障を生ずるなどと説明を試みる。

10

しかし、かかる説明は何も説明していないに等しい。南スーザンの情勢などは、国連自らが積極的に情報を国際社会及びPKO部隊派遣国に提供し、国連が自ら特別調査団を派遣して、調査・報告していることは先に主張した通りである。国際社会において南スーザンの情勢は広く知らされており、むしろ正しい情勢が報告されていないのは日本国内であるとさえ言える。

15

情報を開示せずに信頼関係を損なうのは、被告と日本国民ないし派遣部隊の留守家族である。被告は、国連安保理やUNMISSが公表する情報・現地施設部隊が直接体験している情報をことさらに日本国民に伝えることをせず、それにより、違法・違憲のPKO派遣を強行したとの批判を受けることになったと考えるべきである。

20

この点からも、被告が事実認否をせず、強固に文書開示に応じないことは、南スーザン特にジュバでの戦闘状態の隠蔽こそが目的であると言わざるを得ない。

5 すでに終わった活動について、なぜここまで隠すのか

また、2017年5月末日までに派遣部隊の撤収は終了している。すでに2年以上も前の情勢や活動内容を現時点において開示することが、現在および将来にわたりいかなる理由によって他国や国連との信頼関係を損なうことになるのか、あるい

は自衛隊の施設部隊としての運用体制等が推察されることにより、自衛隊の任務遂行に支障を生ずるというのであろうか。

なるほど、軍事行動において、過去の運用実態は重要ではある。次の軍事行動を策定するために参考に供するためである。もっとも、被告は、日報についてもともと保存期間を1年未満とし、用済み後廃棄としていたというのであるから、将来的な軍事行動立案に必須のものとして認めていなかったことを意味するし、仮に将来新たな派遣があったとしても、その時々の情勢によって隨時運用体制は変更されるのが常識である。

また、派遣部隊の装備や携行主要武器や、各国部隊の派遣状況などについては、現時点においても、防衛省ホームページで公開されている。

このような状況の中で、現在秘匿している情報が、いかなる意味で他国や国連との信頼を害するのか、自衛隊の任務遂行にどのような支障が生ずるのか、具体的に説明すべきである。この点からも、被告が事実認否をせず、強固に文書開示に応じないことは、南スーダンとくにジュバの駐屯地付近の戦闘状態の隠蔽こそが目的であると言わざるを得ないのである。

6 そもそも施設部隊の本来的業務は「土木業務」である

施設部隊の本来的業務は「土木業務」である。具体的には道路補修や給水設備の提供などである。被告の主張を前提とすれば、その活動実績はむしろ積極的に開示されるべきものである。

実際、防衛省のホームページにおいても、活動写真は公開されている。PKO 参加5原則が充足されているのならば、これを開示できない警備情報が含まれる場所に派遣などされていないはずである。

仮に、かかる活動を妨害する活動があったとしても、それは積極的に明らかにすべきことであり、そのことにより、抑止につながり、他国を含むPKO活動の安全性確保への有益情報となるものであり、秘匿する理由などないことである。

この点からも、被告が事実認否をせず、強固に文書開示に応じないことは、南スーダン情勢とそれに対する自衛隊の活動に対する隠蔽を通じて、PKO派遣5原則違反を国会や国民から追及されることを免れたいとする、政府・防衛省のご都合主義的な動機によるもの言わざるを得ない。

5

第2 各論

I 被告の回答は抽象的に過ぎる

(1) 被告は、甲A80号証等の非開示部分には、表記意見書に添付された別表「構成」欄記載の各項目に応じ、「南スーダンの情勢に関する事項」、「外国部隊の配置に関する事項」または「南スーダン派遣施設部隊等の活動内容等に関する事項」欄に「○」印のある事項のいずれかが記載されており、開示部分の記載から合理的にその内容が推知されるからこの程度の記載で特定させていい、かつこの記載内容がいずれも民訴法220条4号口に該当するという。

また、不開示の具体的な理由については、被告の平成31年3月27日付け
10 「文書提出命令申立てに対する意見書」記載の通りという。

(2) しかし、かかる主張は抽象的に過ぎる。

繰り返すが、被告は、自ら最高裁判決を引用しつつ、「民訴法220条4号口にいう『公務員の職務上の秘密』とは、公務員が職務上知りえた非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値するものをいう」とし、「民訴法220条4号口にいう『その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある』とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあるということが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要である」と主張する（上記意見書
15 20 25 5頁以下）。

(3) 被告の主張はおおむね次のとおりである。

ア 南スーザンの情勢に関する事項

南スーザンの情勢に関する事項には、他国等から入手した情報や、南スーザン派遣施設部隊の情報収集能力が明らかになる情報が含まれ、これを開示すると他国や国連との信頼関係が損なわれたり、自衛隊の運用体制等が推察され自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じたりするおそれがある。

イ 外国部隊の配置に関する事項

外国部隊の配置に関する事項には、他国等から入手した情報あって、自衛隊の警備等の自衛隊の運用体制が推察される情報が含まれ、これを開示すると他国や国連との信頼関係が損なわれたり、自衛隊の運用体制等が推察され自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じたりするおそれがある。

ウ 南スーザン派遣施設部隊等の活動内容等に関する事項

南スーザン派遣施設部隊等の活動内容等に関する事項には、南スーザン派遣施設部隊の情報収集能力や警備を含めた運用体制が推察される情報が含まれ、自衛隊の運用体制等が推察され自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じたりするおそれがある。

2 被告主張の不合理性

しかし、かかる主張が抽象的であるというのは次のとおりである。

ア 南スーザンの情勢に関する事項

すでに原告が明らかにしている通り、南スーザンの情勢については、UNMISS 自身が積極的かつ継続的に公表し、国連（安保理）も南スーザン情勢とりわけジュバ・クライシスを危機的状況と受け止めて特別調査団を組織して調査をさせ、国際社会に公表しているのである。

国内においても断片的ではあるが各種報道で南スーザンの情勢が明らかにされている（すでに、新聞報道などを証拠提出したとおり）。

これは、被告が情報を積極的に開示しないため、国内において周知されて

5

いるかはともかく、国際的には南スーダンが内戦状態にあるということは公知の事実である。UNMISS 及び国連が国際社会に事実を訴え、UNMISS の任務の変更や拡充について理解を求めて、自ら積極的に情報を開示している中で、被告が情報（しかも過去の南スーダンの情勢に関する情報）を開示することが、いなかる意味において他国や国連との信頼関係を損なうというのであるか。被告の説明は、無内容、無意味というほかない。

10

また、現在派遣されている司令部要員の情報収集能力であればともかく（この場合、日本単独の情報収集能力ではなく、UNMISS の現在の情報収集能力が開示の対象となる。）、すでに撤収した南スーダン派遣施設部隊の情報収集能力が明らかになる情報が含まれたとしても、それによって自衛隊の運用体制等が推察され自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じたりするおそれがあるとは考えられない。

15

よって、被告の主張は抽象的な（しかも的外れな）おそれを言うにすぎず、非開示とすべき具体的理由はない。

20

イ 外国部隊の配置に関する事項

今般の被告意見書（2）別表によれば、外国部隊の配置に関する事項が含まれるのは、「別紙類（細部活動状況）」のうち、「(I)本日の成果 ア 活動概要」の部分のみである。してみれば、外国部隊の配置に関する事項は、極めて限定的な内容が記載されていたと思われる。記載内容から合理的に推知される内容は、派遣部隊の活動の概要に関するものであるから、南スーダンの情勢が内戦状態にあるなど、派遣部隊の安全の確保が至上命題とされているような場合や、外国部隊と一体化して戦闘行為をしているような場合でなければ、外国部隊がいかなる陣容、兵力で配置されているかどうかが記載される必要がない。被告が主張する通り、南スーダンの情勢が安定した状況にあるのであれば、外国部隊の配置に関する事項が秘匿される理由が存在しない。

25

他国や国連との信頼関係が害されるような事項が含まれる理由がないし、

すでに撤収した施設部隊の公務の遂行に著しい支障が生ずることはそもそも想定されない。

よって、被告の主張は抽象的なおそれを言うにすぎず、非開示とすべき具体的な理由はない。

5 ウ 南スーダン派遣施設部隊等の活動内容等に関する事項

南スーダン派遣施設部隊はすでに撤収しているのであるから、同部隊情報収集能力や警備を含めた運用体制が推察される情報が含まれたとしても、自衛隊の運用体制等が推察され自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じたりする具体的なおそれは全くない。

10 よって、被告の主張は抽象的なおそれを言うにすぎず、非開示とすべき具体的な理由はない。

3 被告は意図的に議論を避けている

(1) 原告は、甲 A80号証以下が黒塗りなく開示されることにより、南スーダン情勢が内戦状態にあること及びUNMISSの指揮下で派遣部隊がいかなる業務に従事していたのかを明らかにすることができると考えている。

すでに原告は、開示されている範囲等から明らかになった事実については、すでに原告第1、第2、第5準備書面で主張を行った。遅くとも2016年6月の段階でPKO 参加5原則を満たさないことは明らかであったはずであるが、これらの点について、被告は認否しない。

(2) 被告の南スーダン情勢に関する主張を前提とすれば、甲 A80号証以下は、被告の主張を補強する最も重要かつ絶対的な証拠である。直ちに明らかにして、正々堂々原告の請求の棄却を求めるべきである。自ら適法であるとして実施した政策について、主権者から異議申し立てがなされているのであるから、適法であるということを事実をもって説明をすべきである。

(3) 近時、日本においてきわめて公文書が軽んじられている。この申立ての対象

たる日報等も公文書である。公文書は、政府の行為を正確に記録したものであり、国民全体の貴重な財産である。かかる公文書が軽んじられるのは、政府が違法行為をしていることを認識し、その追及をさせないために隠蔽を企図しているからだと疑わざるを得ない。

- 5 事後の検証に耐えうる公文書管理こそあるべき方途であって、不都合なもの
を隠蔽し、破棄するなどおよそ民主主義国家とは言えない。事実と理をもって、
異議申し立てに対応すべきである。

第3 結論

- 10 原告は、被告に対し、重ねて、非開示の理由について、格別に具体的に明らかに
するよう再考を求める。

もし、被告がこの程度の抽象的理由しか述べないのであれば、裁判所は速やかに
原告の申立てを認容すべきである。

以上

15